

平成30年 3月12日提出

第1回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 71 号議案	平成 29 年度浜松市一般会計補正予算（第 9 号）	1
第 72 号議案	平成 29 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）	5
第 73 号議案	平成 29 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）	9
第 74 号議案	浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について	13
第 75 号議案	浜松市水防団条例の一部改正について	17
第 76 号議案	浜松市指定難病審査会条例の制定について	19

資 料

追加議案の参考資料	23
第 74 号議案の説明資料	25
第 75 号議案の説明資料	26
第 76 号議案の説明資料	27

平成 29 年度浜松市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 29 年度浜松市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 3 月 12 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	9 文化振興費	創造都市・文化振興費 (文化施設管理事業)	50,436
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興費 (農産物生産振興事業)	60,000
	3 農地費	農業農村振興推進費 (農業基盤整備国庫補助事業)	14,227
	4 林業費	林業振興費 (治山事業、林道等整備事業)	91,373
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路企画費 (交通安全施設等整備・修繕事業、市道整備事業、国県道整備事業、スマートインターチェンジ関連整備事業、三遠南信自動車道関連整備事業)	827,423
		道路保全費 (道路維持修繕事業、道路防災事業、橋りょう耐震補強事業)	1,335,441
	3 河川費	河川費 (河川改良事業)	296,790
	5 都市計画費	市街地整備事業費 (高塚駅北公共団体区画整理事業、組合等区画整理支援事業)	271,370
		街路事業費 (都市計画道路整備事業、天竜川駅周辺整備事業)	358,755
		都市下水路事業費 (都市下水路整備事業)	125,131
	11 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧費 (林業施設災害復旧事業)
土木施設災害復旧費 (土木施設災害復旧事業)			117,070

平成 29 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度浜松市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 3 月 12 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
母子父子 寡婦福祉 1 資金貸付 事業費	母子父子寡婦 1 福祉資金貸付 事業費	一般管理費 (母子父子寡婦福祉資金貸付運営経費)	千円 894

平成 29 年度浜松市中央卸売市場事業
特別会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度浜松市の中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 30 年 3 月 12 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	施設管理費 (整備工事費)	千円 10,000

第 74 号 議 案

平成30年 3月12日提 出

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正に
ついて

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例（平成24年浜松市条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護老人保健施設に関する基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(指定介護予防サービス等の事業に関する基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援等の事業に関する基準)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(包括的支援事業に関する基準)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(指定介護療養型医療施設に関する基準)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(介護老人保健施設に関する基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(介護医療院に関する基準)</u></p> <p>第6条 <u>法第111条第1項から第3項までに規定する条例で定める介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。</u></p> <p>(指定介護予防サービス等の事業に関する基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(指定介護予防支援等の事業に関する基準)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(包括的支援事業に関する基準)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(指定介護療養型医療施設に関する基準)</p> <p>第11条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 75 号 議 案

平成30年 3月12日提 出

浜松市水防団条例の一部改正について

浜松市水防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市水防団条例の一部を改正する条例

浜松市水防団条例（昭和38年浜松市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)			(略)		
五島分団	浜松市南区西島町 540番地の1	(略)	五島分団	浜松市南区西島町 510番地の5	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 76 号 議 案

平成30年 3月12日提 出

浜松市指定難病審査会条例の制定について

浜松市指定難病審査会条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市指定難病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき設置する浜松市指定難病審査会(以下「審査会」という。)について、必要な事項を定める。

(委員)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審査会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任期を定めて委嘱する。

3 専門委員は、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、専門委員に調査の結果の報告を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(罰則)

第6条 第3条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第303号）附則第4条第1項の規定に基づき、浜松市指定難病審査会を置く。
- 3 前項の規定により置かれた浜松市指定難病審査会の委員、専門委員その他運営について必要な事項については、第2条から第5条までの規定の例による。
- 4 前項の規定によりその例によることとされる第3条の規定により置かれた専門委員は、この条例の施行の日において第3条の規定により置かれたものとみなす。
(浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例の一部改正)
- 5 浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 教育委員会委員等の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 専門委員 日額8,800円</u></p> <p><u>(22)～(30) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第22号から第27号までに掲げる者が8時間を超えて勤務した場合における報酬の額は、その超えて勤務した時間に対して勤務1時間につき1,225円を同項に規定する報酬の日額に加算した額とする。</u></p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条第1項各号に掲げる者（同項第1号、第6号、第9号、第10号、第14号及び</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 教育委員会委員等の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 専門委員（市長が定める者に限る。）</u> <u>日額10,900円</u></p> <p><u>(22) 専門委員（前号に掲げる者を除く。）</u> 日額8,800円</p> <p><u>(23)～(31) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第23号から第28号までに掲げる者が8時間を超えて勤務した場合における報酬の額は、その超えて勤務した時間に対して勤務1時間につき1,225円を同項に規定する報酬の日額に加算した額とする。</u></p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条第1項各号に掲げる者（同項第1号、第6号、第9号、第10号、第14号及び</p>

第21号から第29号までに掲げる者を除く。)がその執行機関の委員長、会長若しくは副会長又は附属機関の長に就任し、又はその職務を退任したこと(前項に規定する任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れる場合を除く。)その他の事由により報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3～5 (略)

(費用弁償)

第4条 第2条第1項の規定による報酬を受ける者(同項第14号及び第17号から第30号までに掲げる者を除く。)が公務のため旅行するときは、副市長に支給する旅費に相当する費用を支給する。

2 第2条第1項第14号及び第17号から第30号までに掲げる者が公務のため旅行するときは、行政職給料表に掲げる3級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3～5 (略)

第21号から第30号までに掲げる者を除く。)がその執行機関の委員長、会長若しくは副会長又は附属機関の長に就任し、又はその職務を退任したこと(前項に規定する任期満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れる場合を除く。)その他の事由により報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

3～5 (略)

(費用弁償)

第4条 第2条第1項の規定による報酬を受ける者(同項第14号及び第17号から第31号までに掲げる者を除く。)が公務のため旅行するときは、副市長に支給する旅費に相当する費用を支給する。

2 第2条第1項第14号及び第17号から第31号までに掲げる者が公務のため旅行するときは、行政職給料表に掲げる3級の市職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

追加議案の参考資料

第 74 号議案 浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について

この条例は、介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものであります。

第 75 号議案 浜松市水防団条例の一部改正について

この条例は、浜松市水防団五島分団の移転に伴う位置の変更を行うものであります。

第 76 号議案 浜松市指定難病審査会条例の制定について

この条例は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部改正による権限移譲に伴い、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づき設置する浜松市指定難病審査会の委員、専門委員その他運営について必要な事項を定めるものであります。

浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例の一部改正について

(提案理由)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正により、新たに設けられた介護医療院の人員基準(医師及び看護師の員数を除く)、施設及び設備(療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を除く)並びに運営に関する基準について市の条例で定めることとされたことを受け、当該基準を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

市が定めることとされた下記の基準等は、それぞれ省令に定める基準とするものです。

市が定める基準	基準とする省令	基準の主な内容
介護医療院の ・人員基準(医師及び看護師の員数を除く) ・施設及び設備基準(療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を除く) ・運営基準	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)	・従業者(介護支援専門員等)の員数 ・施設(食堂・浴室等)及び設備(廊下幅、手すり等) ・介護医療院サービスの取扱方針等

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

浜松市水防団条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市水防団五島分団の分団倉庫移転に伴い、五島分団の位置を変更することから、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

水防団の分団の名称、位置等を定める別表第 1 の表中、五島分団の位置を「浜松市南区西島町 5 4 0 番地の 1」から「浜松市南区西島町 5 1 0 番地の 5」に変更するものです。

(施行期日)

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行するものです。



浜松市指定難病審査会条例の制定について

(提案理由)

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正により難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）に関連する事務が平成 30 年 4 月から本市に権限移譲されることに伴い、法の規定に基づき新たに設置する浜松市指定難病審査会について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

(制定内容の主なもの)

1 委員の定数

審査会は、委員 5 人以内で組織するとするものです。

2 専門委員

専門の事項を調査させるため、審査会に専門委員を置くことができるものとするものです。

併せて、専門委員は指定難病に関し学識経験を有する者（難病指定医）が業務にあたり、専門的見地の活用を要求されることから、新たな専門委員報酬を設けるものです。

3 会議

審査会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができず、会議の議事は出席した委員の過半数を持って決することとするものです。

4 罰則

専門委員が業務上知り得た秘密を洩らした場合、罰することができるものとするものです。

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 ただし、平成 30 年 4 月 1 日の施行日後速やかに審査をするため、審査会の設置は公布の日からとするものです。

